

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池善明

上場会社の内部管理体制等の改善の実効性向上に向けた特設注意市場銘柄制度の見直し等に係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

本所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、2024年3月8日から施行します。（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、証券市場の更なる信頼性向上に向けて、特設注意市場銘柄制度について、上場会社に早期の内部管理体制等の整備を求めるとともに、改善した内部管理体制等の定着を図ることでその実効性を高めていく観点から、所要の制度整備を行うものです。

I. 改正概要

1. 特設注意市場銘柄制度の見直し

(1) 指定解除要件の明確化

- ・内部管理体制等が適切に整備・運用されていると本所が認める場合に、指定を解除することを明確化します。

・株券上場廃止基準第3条の5第4項第1号、第7項第1号、第10項第1号a、第2号

(2) 整備に係る期間の厳格化

- ・指定から1年経過後の審査までに、内部管理体制等を適切に整備することを求めることとします。

・株券上場廃止基準第2条第1項第11号の2c

(3) 経過観察期間の新設

① 対象会社

- ・本所は、2回目の審査までに内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認められた上場会社のうち、次のa又はbに定める場合に該当する会社について、指定を継続します。

・株券上場廃止基準第3条の5第4項第2号b、第7項第2号、第10項第1号b

- a 事業の継続性・収益性が確保されていると認められない場合

b 次の（a）又は（b）に該当する場合

（a）本則市場

株主数、流通株式数、上場時価総額、債務超過及び業績に係る株券上場廃止基準で定める期間内にあるとき、流通株式数の上場株式数に対する割合が5%未満であると算出された場合であって、公募・売出し又は数量制限付分売予定書が提出されていない場合又は売買高に係る株券上場廃止基準に該当した場合であって、公募・売出し又は立会外分売が行われるかどうか確認できない場合。

（b）アンビシャス

株主数、上場時価総額、債務超過及び業績に係る株券上場廃止基準で定める期間内にあるとき又は売買高に係る株券上場廃止基準に該当した場合であって、公募・売出し又は立会外分売が行われるかどうか確認できない場合。

② 確認事項と審査上の取扱い

・本所は、「①対象会社」に該当し、指定を継続した上場会社の内部管理体制等の整備・運用状況等について、各事業年度の終了後に審査を行い、次のとおり取り扱うこととします。

（第1回目及び第2回目）

a 内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認める場合であって、「①対象会社」に該当しないこととなったとき

指定解除

b 内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認める場合であって、「①対象会社」に該当しているとき

指定継続

c 内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認められない状態となった場合

上場廃止

（第3回目）

a 内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認める場合

・株券上場廃止基準第2条第1項第11号の2 f、g、第3条の5第8項から第10項まで

指定解除

- b 再び内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認められない状態となった場合
上場廃止

③ 整備・運用状況の開示

- ・特別注意銘柄に指定された上場会社は、原則として年1回以上、内部管理体制等の整備・運用状況について開示するものとします。

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第13項、第14項

(4) その他

① 呼称の見直し

- ・ 現行の「特設注意市場銘柄」について、「特別注意銘柄」へ呼称を変更します。

・株券上場廃止基準第2条第1項第11号の2、第3条の5等

② 指定解除後の状況報告制度の新設

- ・ 本所は、指定が解除された上場会社に対して、指定解除から5年が経過するまでの間、内部管理体制等の整備・運用状況を記載した改善状況報告書の提出を求めるものとします。

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条の3

2. その他

- ・ その他所要の改正を行います。

・株券上場廃止基準第3条の2、同基準取扱い3.の2(1)、(1)、4.等

II. 施行日

- ・ 2024年3月8日より施行します。
- ・ 1. (1) から (3) までに関しては、施行日以後に特別注意銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日より前に特設注意市場銘柄に指定された上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例によるものとします。
- ・ 1. (4) ②に関しては、施行日以後に特別注意銘柄の指定を解除した上場株券の発行者である上場会社から適用します。

以 上

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	3
3. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	6
4. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 3
5. 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 4
6. 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 5
7. 有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表	1 6
8. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	1 7
9. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	1 8
10. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	2 1
11. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	2 2
12. 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	2 9
13. 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する 有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	3 1

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(新規上場申請手続)	(新規上場申請手続)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。	3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。
(1) 株券上場審査基準第4条第2項に該当する新規上場申請者	(1) 株券上場審査基準第4条第2項に該当する新規上場申請者
a 前項第1号から第6号 <u>まで</u> 及び第8号の2に掲げる書類	a 前項第1号から第6号及び第8号の2に掲げる書類
b・c (略)	b・c (略)
(2) 株券上場審査基準第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者	(2) 株券上場審査基準第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者
a 前項第1号から第5号 <u>まで</u> 及び第8号の2に掲げる書類	a 前項第1号から第5号及び第8号の2に掲げる書類
b・c (略)	b・c (略)
4・5 (略)	4・5 (略)
6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。	6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 第1号から第3号 <u>までの</u> 規定に基づき「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しを提出する新規上場申請者が、連結財務諸表を作成すべき会社である場合	(4) 第1号から第3号の規定に基づき「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しを提出する新規上場申請者が、連結財務諸表を作成すべき会社である場合
7～12 (略)	7～12 (略)
(上場市場の変更の特例)	(上場市場の変更の特例)
第11条の9 上場市場の変更の申請(第11条の4第1項に規定する申請をいう。以下この条	第11条の9 上場市場の変更の申請(第11条の4第1項に規定する申請をいう。以下この条

において同じ。)に基づき当該上場市場の変更の承認を受けた上場会社が、当該上場市場の変更申請に係る宣誓書(第11条の4第3項の規定により提出した宣誓書をいう。以下この条において同じ。)において宣誓した事項について違反を行った場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、本所は、当該宣誓書の提出時点で当該上場会社が上場していた市場への上場市場の変更を行う。

(1) 特別注意銘柄の指定

本所が、当該違反に起因して、当該上場会社が発行者である上場株券を、株券上場廃止基準第3条の5第1項各号の規定により特別注意銘柄に指定する場合

(2) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。

において同じ。)に基づき当該上場市場の変更の承認を受けた上場会社が、当該上場市場の変更申請に係る宣誓書(第11条の4第3項の規定により提出した宣誓書をいう。以下この条において同じ。)において宣誓した事項について違反を行った場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、本所は、当該宣誓書の提出時点で当該上場会社が上場していた市場への上場市場の変更を行う。

(1) 特設注意市場銘柄の指定

本所が、当該違反に起因して、当該上場会社が発行者である上場株券を、株券上場廃止基準第3条の5第1項各号の規定により特設注意市場銘柄に指定する場合

(2) (略)

2 (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～12 (略)</p> <p><u>13 株券上場廃止基準第3条の5第1項の規定により特別注意銘柄へ指定された上場株券の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の整備及び運用の状況等を開示しなければならない。</u></p> <p><u>14 株券上場廃止基準第3条の5第4項第2号、第7項第2号又は第10項第1号bの規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券の発行者である上場会社は、本所が当該指定の継続を決定した日の属する事業年度の末日から起算して3か月以内（本所が当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は、当該事業年度の末日及び翌事業年度の末日から起算して3か月以内）に、内部管理体制の整備及び運用の状況等を開示しなければならない。</u></p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～12 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(開示内容の変更又は訂正)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 第2条の4から第2条の6までの規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。</p>	<p>(開示内容の変更又は訂正)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 第2条の4から第2条の6の規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。</p>
<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 上場会社は、第2条第1項(第1号を除く。)及び第2項から第4項<u>まで</u>のいずれかに該当した場合は、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。ただし、第2条各項の規定に基づき行う会社情報の開示により、本所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、本所が適</p>	<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 上場会社は、第2条第1項(第1号を除く。)及び第2項から第4項のいずれかに該当した場合は、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。ただし、第2条各項の規定に基づき行う会社情報の開示により、本所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、本所が適当と</p>

当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

3 (略)

(改善状況報告書等の提出)

第14条の2 前条第3項(第7項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により改善報告書を提出した上場有価証券の発行者は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書(以下この条において「改善状況報告書」という。)の提出を行わなければならない。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

2～7 (略)

(特別注意銘柄の指定解除後における改善状況報告書等の提出)

第14条の3 本所は、株券上場廃止基準第3条の5第4項第1号、第7項第1号、第10項第1号a若しくは第2号又は第12項の規定により特別注意銘柄の指定を解除した上場株券の発行者である上場会社に対して、当該特別注意銘柄の指定の解除から5年を経過するまでの間、当該上場会社の内部管理体制の整備及び運用の状況等に関し本所が必要と認めるときは、内部管理体制の整備及び運用の状況等を記載した報告書(以下この条において「改善状況報告書」という。)の提出を求めることができる。

2 株券上場廃止基準第3条の5第4項第1号、第7項第1号、第10項第1号a若しくは第2号又は第12項の規定により特別注意銘柄の指定を解除された上場株券の発行者である上場会社は、当該発行者の内部管理体制の整備及び運用の状況等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

3 (略)

(改善状況報告書等の提出)

第14条の2 前条第3項(第7項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により改善報告書を提出した上場有価証券の発行者は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書(以下「改善状況報告書」という。)の提出を行わなければならない。

2～7 (略)

(新設)

- 3 前条第3項、第4項並びに第6項第1号及び第2号の規定は、第1項の改善状況報告書について準用する。
- 4 前条第6項第3号の規定は、第2項の報告について準用する。
- 5 第14条第2項から第4項までの規定は、前2項において準用する前条第6項の改善報告書について準用する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券は、施行日において、特別注意銘柄へ指定されていたものとみなす。
- 3 改正後の第2条第13項及び第14項の規定は、施行日以後に特別注意銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日より前に特別注意銘柄に指定された上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第14条の3の規定は、施行日以後に特別注意銘柄の指定を解除した上場株券の発行者である上場会社から適用する。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(11)の2 <u>特別注意銘柄等</u></p> <p>次のaからgまでに掲げる場合の区分に従い、当該aからgまでに定める場合に該当するとき</p> <p>a 第3条の5第1項各号に掲げる場合であって、かつ、上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと本所が認めるとき</p> <p><u>上場会社の内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがないと本所が認める場合</u></p> <p>b 第3条の5第1項の規定により<u>特別注意銘柄</u>へ指定された場合であって、同条第2項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき</p> <p>上場会社の内部管理体制等が<u>適切に整備される又は適切に運用される見込みがなくなったと本所が認める場合</u></p> <p>c 第3条の5第2項の規定により内部管理体制確認書が提出された場合</p> <p>上場会社の内部管理体制等が<u>適切に整備されていると認められない場合又は適切に運用される見込みがなくなったと本所が認める場合</u></p> <p>d 第3条の5第4項第2号aの規定により<u>特別注意銘柄</u>の指定が継続された場合であって、同条第5項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(11)の2 <u>特設注意市場銘柄等</u></p> <p>次のaからeまでに掲げる場合の区分に従い、当該aからeまでに定める場合に該当するとき</p> <p>a 第3条の5第1項各号に掲げる場合であって、かつ、上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと本所が認めるとき</p> <p><u>当該内部管理体制等について改善の見込みがないと本所が認める場合</u></p> <p>b 第3条の5第1項の規定により<u>特設注意市場銘柄</u>へ指定された場合であって、同条第2項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき</p> <p>上場会社の内部管理体制等について<u>改善の見込みがなくなったと本所が認める場合</u></p> <p>c 第3条の5第2項の規定により内部管理体制確認書が提出された場合</p> <p>上場会社の内部管理体制等について<u>改善がなされなかったと本所が認める場合</u> (<u>上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなったと本所が認める場合に限る。</u>)</p> <p>d 第3条の5第4項第2号の規定により<u>特設注意市場銘柄</u>の指定が継続された場合であって、同条第5項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき</p>

上場会社の内部管理体制等が適切に整備されていると認められない場合又は適切に運用される見込みがなくなると本所が認める場合

e 第3条の5第5項の規定により内部管理体制確認書が再提出された場合

上場会社の内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合

f 第3条の5第4項第2号b、第7項第2号又は第10項第1号bの規定により特別注意銘柄の指定が継続された場合であって、同条第8項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合

g 第3条の5第8項の規定により内部管理体制確認書が再提出された場合

上場会社の内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合

(12)～(20) 略

2 (略)

(上場廃止に係る審査の申請等)

第3条の2 本所は、第2条第1項第7号(第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)に定める本所が適当と認める再建計画であるかどうか及び上場時価総額の審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとし、当該申請が行われなかった場合は、第2条第1項第7号前段に該当したものとみなす。

2 本所は、第2条第1項第9号(第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に定める株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適

上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなると本所が認める場合

e 第3条の5第5項の規定により内部管理体制確認書が再提出された場合

上場会社の内部管理体制等について改善がなされなかったと本所が認める場合

(新設)

(新設)

(12)～(20) 略

2 (略)

(上場廃止に係る審査の申請等)

第3条の2 本所は、第2条第1項第7号(第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に定める本所が適当と認める再建計画であるかどうか及び上場時価総額の審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとし、当該申請が行われなかった場合は、第2条第1項第7号前段に該当したものとみなす。

2 本所は、第2条第1項第9号(第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に定める株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適

合しないかどうかの審査については、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとし、当該申請が行われなかった場合（当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。）は、第2条第1項第9号に該当したものとみなす。

3 本所は、第2条第1項第12号b（第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）に定める本所が定める基準に適合するかどうかの審査については、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかった場合（当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。）は、第2条第1項第12号bに該当したものとみなす。

4・5 （略）

（特別注意銘柄の指定及び指定解除）

第3条の5 本所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特別注意銘柄に指定することができる。

（1）～（5） （略）

2 前項の規定により特別注意銘柄へ指定されている上場株券の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の状況等について記載した書面（以下「内部管理体制確認書」という。）の提出を行わなければならない。

3 本所は、前項の規定により提出された内部管理体制確認書の内容及び第11項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。

4 本所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券を取り扱うものとする。

（1） 内部管理体制等が適切に整備され、運

合しないかどうかの審査については、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとし、当該申請が行われなかった場合（当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。）は、第2条第1項第9号に該当したものとみなす。

3 本所は、第2条第1項第12号b（第2条の2第3号の規定による場合を含む。）に定める本所が定める基準に適合するかどうかの審査については、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかった場合（当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。）は、第2条第1項第12号bに該当したものとみなす。

4・5 （略）

（特設注意市場銘柄の指定及び指定解除）

第3条の5 本所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

（1）～（5） （略）

2 前項の規定により特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の状況等について記載した書面（以下「内部管理体制確認書」という。）の提出を行わなければならない。

3 本所は、前項の規定により提出された内部管理体制確認書の内容及び第8項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。

4 本所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券を取り扱うものとする。

（1） 内部管理体制等に問題があると認めら

用されていると本所が認める場合（次号bに該当する場合を除く。）

特別注意銘柄の指定の解除

(2) 次のa又はbに該当する場合

a 内部管理体制等が適切に整備されていると本所が認めるものの、適切に運用されていると認められない場合（第2条第1項第11号の2cに規定する上場会社の内部管理体制等が適切に運用される見込みがなくなると本所が認める場合を除く。）

b 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認めるものの、次の

(a)又は(b)に該当する場合

(a) 事業の継続性及び収益性が確保されていない場合として本所が定める場合

(b) 第2条第1項第1号、第2号a、第4号から第5号の2（第2条の2第1項第3号の規定による第2条第1項第5号及び第5号の2の場合を含む。）まで、第2条の2第1項第1号及び第2号で定める期間内にあるとき、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号aの(b)の2又は(c)に該当しているときその他第2条第1項第5号に該当する見込みがある場合として本所が定める場合

特別注意銘柄の指定の継続

5 前項第2号aの規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券の発行者である上場会社は、本所が当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（本所が当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日から起算して3か月以内に、内部管理体制確認書の再提出を行わなければならない。

れない場合

特設注意市場銘柄の指定の解除

(2) 内部管理体制等に問題があると本所が認める場合（第2条第1項第11号の2cに規定する上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなると本所が認める場合を除く。）

特設注意市場銘柄の指定の継続

5 前項第2号の規定により特設注意市場銘柄の指定が継続された上場株券の発行者である上場会社は、第1項の指定から1年6か月経過後速やかに、内部管理体制確認書の再提出を行わなければならない。

6 本所は、前項の規定により再提出された内部管理体制確認書の内容及び第11項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。

7 本所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券を取り扱うものとする。

(1) 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認める場合（次号に該当する場合を除く。）

特別注意銘柄の指定の解除

(2) 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認めるものの、次のa又はbに該当する場合

a 事業の継続性及び収益性が確保されていない場合として本所が定める場合

b 第2条第1項第1号、第2号a、第4号から第5号の2（第2条の2第1項第3号の規定による第2条第1項第5号及び第5号の2の場合を含む。）まで、第2条の2第1項第1号及び第2号で定める期間内にあるとき、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号aの(b)の2又は(c)に該当しているときその他第2条第1項第5号に該当する見込みがある場合として本所が定める場合

特別注意銘柄の指定の継続

8 第4項第2号b、前項第2号又は第10項第1号bの規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券の発行者である上場会社は、本所が当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（本所が当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日から起算して3か月以内に、内部管理体制確認書の再提出を行わなければならない。

9 本所は、前項の規定により再提出された内部管理体制確認書の内容及び第11項の規定に

6 本所は、前項の規定により再提出された内部管理体制確認書の内容及び第8項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。

7 本所は、前項の審査の結果に基づき、内部管理体制等に問題があると認められない場合は、特設注意市場銘柄の指定の解除を行う。

(新設)

(新設)

より報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。

1 0 本所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券を取り扱うものとする。この場合における当該各号に掲げる審査の区分は、本所が定めるところによる。

(1) 第一回目の審査又は第二回目の審査

a 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認める場合（次のbに該当する場合を除く。）

特別注意銘柄の指定の解除

b 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認めるものの、次の(a)又は(b)に該当する場合

(a) 事業の継続性及び収益性が確保されていない場合として本所が定める場合

(b) 第2条第1項第1号、第2号a、第4号から第5号の2（第2条の2第1項第3号の規定による第2条第1項第5号及び第5号の2の場合を含む。）まで、第2条の2第1項第1号及び第2号で定める期間内にあるとき、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号aの(b)の2又は(c)に該当しているときその他第2条第1項第5号に該当する見込みがある場合として本所が定める場合

特別注意銘柄の指定の継続

(2) 第三回目の審査

内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認める場合は、特別注意銘柄の指定の解除を行う。

1 1 第1項の規定により特別注意銘柄へ指定された上場株券の発行者である上場会社は、当該上場会社の内部管理体制等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会

(新設)

8 第1項の規定により特設注意市場銘柄へ指定された上場株券の発行者である上場会社は、当該上場会社の内部管理体制に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会

事項について正確に報告するものとする。

1 2 第1項の規定により特別注意銘柄へ指定された上場株券の発行者である上場会社が、次の各号に該当する場合には、本所が定める日に、特別注意銘柄の指定の解除を行う。

(1) 有価証券上場規程第11条の4の規定により当該上場株券の上場市場の変更申請を行い、本所が上場市場の変更を適当と認めた場合

(2) 有価証券上場規程第11条の8条第1項の規定により、第11条の7第2項又は第3項に定める本所が定める基準に適合しないかどうかの審査の申請を行い、当該本所が定める基準に適合していると本所が認めた場合

(3) 第3条の2第2項の規定により、第2条第1項第9号に定める本所が定める基準に適合しないかどうかの審査の申請を行い、当該本所が定める基準に適合していると本所が認めた場合

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券は、施行日において、特別注意銘柄へ指定されていたものとみなす。
- 3 改正後の第2条、第3条の5第1項、第4項、第5項、第7項から第10項まで及び第12項の規定は、施行日以後に特別注意銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日より前に特別注意銘柄に指定された上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。

事項について正確に報告するものとする。

(新設)

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>特別注意銘柄</u>の指定及び解除)</p> <p>第4条の3 上場優先株の発行者の発行する上場株券が<u>特別注意銘柄</u>に指定されている場合には、本所は、当該上場優先株を<u>特別注意銘柄</u>に指定することができる。</p> <p>2 前項の場合において、本所は、当該上場優先株の発行者の発行する上場株券が<u>特別注意銘柄</u>から解除された場合には、当該上場優先株についてもその指定の解除を行う。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。</p>	<p>(<u>特設注意市場銘柄</u>の指定及び解除)</p> <p>第4条の3 上場優先株の発行者の発行する上場株券が<u>特設注意市場銘柄</u>に指定されている場合には、本所は、当該上場優先株を<u>特設注意市場銘柄</u>に指定することができる。</p> <p>2 前項の場合において、本所は、当該上場優先株の発行者の発行する上場株券が<u>特設注意市場銘柄</u>から解除された場合には、当該上場優先株についてもその指定の解除を行う。</p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>特別注意銘柄</u>の指定及び解除)</p> <p>第10条 上場債券の発行者の発行する上場株券が<u>特別注意銘柄</u>に指定されている場合には、本所は、当該上場債券を<u>特別注意銘柄</u>に指定することができる。</p> <p>2 前項の場合において、本所は、当該上場債券の発行者の発行する上場株券が<u>特別注意銘柄</u>から解除された場合には、当該上場債券についてもその指定の解除を行う。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。</p>	<p>(<u>特設注意市場銘柄</u>の指定及び解除)</p> <p>第10条 上場債券の発行者の発行する上場株券が<u>特設注意市場銘柄</u>に指定されている場合には、本所は、当該上場債券を<u>特設注意市場銘柄</u>に指定することができる。</p> <p>2 前項の場合において、本所は、当該上場債券の発行者の発行する上場株券が<u>特設注意市場銘柄</u>から解除された場合には、当該上場債券についてもその指定の解除を行う。</p>

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>特別注意銘柄</u>の指定及び解除)</p> <p>第4条の3 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する上場株券が<u>特別注意銘柄</u>に指定されている場合には、本所は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を<u>特別注意銘柄</u>に指定することができる。</p> <p>2 前項の場合において、本所は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する上場株券が<u>特別注意銘柄</u>から解除された場合には、当該上場転換社債型新株予約権付社債券についてもその指定の解除を行う。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。</p>	<p>(<u>特設注意市場銘柄</u>の指定及び解除)</p> <p>第4条の3 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する上場株券が<u>特設注意市場銘柄</u>に指定されている場合には、本所は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を<u>特設注意市場銘柄</u>に指定することができる。</p> <p>2 前項の場合において、本所は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する上場株券が<u>特設注意市場銘柄</u>から解除された場合には、当該上場転換社債型新株予約権付社債券についてもその指定の解除を行う。</p>

有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>特別注意銘柄</u>等に指定された銘柄等に係る信用取引残高の公表)</p> <p>第2条の2 本所は、信用取引を行うことができる銘柄が、次の各号のいずれかに該当した場合には、その信用取引残高を日々公表するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券上場廃止基準第3条の5第1項に規定する<u>特別注意銘柄</u>に指定されたとき。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。</p>	<p>(<u>特設注意市場銘柄</u>等に指定された銘柄等に係る信用取引残高の公表)</p> <p>第2条の2 本所は、信用取引を行うことができる銘柄が、次の各号のいずれかに該当した場合には、その信用取引残高を日々公表するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券上場廃止基準第3条の5第1項に規定する<u>特設注意市場銘柄</u>に指定されたとき。</p>

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>特別注意銘柄</u>、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(北海道及び青森県に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>特別注意銘柄</u>、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。</p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>特設注意市場銘柄</u>、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(北海道及び青森県に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>特設注意市場銘柄</u>、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>2～10 (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>10. の2 第4条の2（本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2項に規定する本所が定める書類とは、次の<u>a から c までに掲げる書類</u>とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の<u>(a) から (c) までに掲げる場合の区分に従い、当該 (a) から (c) までに掲げる書類</u></p> <p>(a) ～ (c) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>(7) (1) から前(6) <u>までのほか</u>、第1項に規定する場合における新規上場申請手続、上場審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。</p>	<p>10. の2 第4条の2（本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2項に規定する本所が定める書類とは、次の<u>各号</u>に掲げる書類とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の<u>各号</u>に掲げる場合の区分に従い、当該<u>各号</u>に掲げる書類</p> <p>(a) ～ (c) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>(7) (1) から前(6) のほか、第1項に規定する場合における新規上場申請手続、上場審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。</p>
<p>10. の3 第4条の3（アンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3項に規定する本所が定める書類とは、次の<u>a から c までに掲げる書類</u>とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の<u>(a) から (c) までに掲げる場合の区分に従い、当該 (a) から (c) までに掲げる書類</u></p> <p>(a) ～ (c) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p>	<p>10. の3 第4条の3（アンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3項に規定する本所が定める書類とは、次の<u>各号</u>に掲げる書類とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の<u>各号</u>に掲げる場合の区分に従い、当該<u>各号</u>に掲げる書類</p> <p>(a) ～ (c) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p>
<p>10. の4 第4条の4（上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係</p>	<p>10. の4 第4条の4（上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係</p>

(1) ~ (3) (略)

(4) (1) から前 (3) までのほか、第1項に規定する場合における上場市場の変更申請の手續、上場市場の変更審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

14. の2 第9条の3 (新株予約権証券の上場) 関係

(1) 第1項第1号に規定する本所が定める基準とは、次のaからeまでに定める基準のいずれにも適合していることとする。

a ~ e (略)

(2) ~ (4) (略)

(5) 第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次のaからcまでに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

a 次の(a)から(e)までに該当しないこと(コミットメント型の場合を除く。)

(a) (略)

(b) 新株予約権証券の発行者である上場会社の上場株券が、次のイからヌまでのいずれかに該当する場合

イ~リ (略)

ヌ 株券上場廃止基準第3条の5の規定により 特別注意銘柄に指定されている場合

(c) ~ (e) (略)

b・c (略)

(6) (略)

20. 第16条 (上場手数料及び年賦課金等) 関係

(1) 第16条第2項に規定する本所が定める上場管理料は、次のaからcまでに掲げる区分に従い、aからcまでに定める金額とする。

a (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) (1) から前 (3) のほか、第1項に規定する場合における上場市場の変更申請の手續、上場市場の変更審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

14. の2 第9条の3 (新株予約権証券の上場) 関係

(1) 第1項第1号に規定する本所が定める基準とは、次のaからeに定める基準のいずれにも適合していることとする。

a ~ e (略)

(2) ~ (4) (略)

(5) 第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次のaからcまでに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

a 次の(a)から(e)までに該当しないこと(コミットメント型の場合を除く。)

(a) (略)

(b) 新株予約権証券の発行者である上場会社の上場株券が、次のイからヌまでのいずれかに該当する場合

イ~リ (略)

ヌ 株券上場廃止基準第3条の5の規定により 特設注意市場銘柄に指定されている場合

(c) ~ (e) (略)

b・c (略)

(6) (略)

20. 第16条 (上場手数料及び年賦課金等) 関係

(1) 第16条第2項に規定する本所が定める上場管理料は、次のaからcに掲げる区分に従い、aからcに定める金額とする。

a (略)

b 特別注意銘柄に指定された銘柄の発行者が株券上場廃止基準第3条の5第2項の規定に基づき内部管理体制確認書を提出した場合

100万円

c (略)

(2) (略)

付 則

この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。

b 特設注意市場銘柄に指定された銘柄の発行者が株券上場廃止基準第3条の5第2項の規定に基づき内部管理体制確認書を提出した場合

100万円

c (略)

(2) (略)

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>7. 第7条（上場市場の変更審査）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項において準用する第2条第1項に掲げる事項の審査において、本所は、<u>会社のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から本所が適当と認める場合には、株券上場審査基準の取扱い1. (2) bからeまでに定める審査に準じて行う審査に準じて行う審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとし、最近5年間（「最近」の計算は、上場市場変更申請日を起算日としてさかのぼる。）において株券上場廃止基準第3条の5の規定に基づく<u>特別注意銘柄</u>の指定を行ったとき又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項若しくは第2項（第14条の2第7項において準用する場合を含む。）若しくは第14条の2第6項の規定により改善報告書の提出を求めたときは、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。</u></p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p>1 この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。</p> <p>2 改正後の7.(2)の規定は、この改正規定施行の日以後に上場市場の変更申請を行う者から適用する。</p>	<p>7. 第7条（上場市場の変更審査）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項において準用する第2条第1項に掲げる事項の審査において、本所は、<u>アンビシャスへの新規上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、企業の継続性及び収益性並びに上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとし、最近5年間（「最近」の計算は、上場市場変更申請日を起算日としてさかのぼる。）において株券上場廃止基準第3条の5の規定に基づく<u>特設注意市場銘柄</u>の指定を行ったとき又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項若しくは第2項（第14条の2第7項において準用する場合を含む。）若しくは第14条の2第6項の規定により改善報告書の提出を求めたときは、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。</u></p> <p>(3) ・ (4) (略)</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(4) (略) (5) 債務超過 a～e (略) f dの(b)又は前eの(b)に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、dの(b)については第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前eの(b)については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画(dの(b)又は前eの(b)に定める債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。 (a) 次のイからハまでの区分に従い、当該イからハまでに規定する書面 イ～ハ (略) (b) (略) (5)の2～(11) (略) (11)の2 <u>特別注意銘柄等</u> 第11号の2に規定する次のaからdまでに掲げる審査は、当該aからdまでに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。 a 第11号の2 aに規定する<u>内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがないかどうかの審査</u> 事実関係の究明への着手の状況、再発防止のための検討を行う方針の有無及びその開示の状況並びに当該方針の実行可能性 b 第11号の2 bに規定する<u>内部管理体制</u></p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(4) (略) (5) 債務超過 a～e (略) f dの(b)又は前eの(b)に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、dの(b)については第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前eの(b)については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画(dの(b)又は前eの(b)に定める債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。 (a) 次のイからハの区分に従い、当該イからハに規定する書面 イ～ハ (略) (b) (略) (5)の2～(11) (略) (11)の2 <u>特設注意市場銘柄等</u> 第11号の2に規定する次のaからcまでに掲げる審査は、当該aからcまでに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。 a 第11号の2 aに規定する<u>改善の見込みがないかどうかの審査</u> 事実関係の究明への着手の状況、再発防止のための検討を行う方針の有無及びその開示の状況並びに当該方針の実行可能性 b 第11号の2 bからdまでに規定する</p>

制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがなくなったかどうかの審査

改善計画の進捗状況、改善計画に未了部分がある場合にはその原因・情状及び当該未了部分に係る具体的かつ実効的な実行計画の有無及びその合理性

- c 第11号の2 c 及び d に規定する内部管理体制等が適切に整備されていると認められないかどうか又は適切に運用される見込みがなくなったかどうかの審査

3. の2 (3) 及び前bに定める事項

- d 第11号の2 e、f 及び g に規定する内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められないかどうかの審査

3. の2 (3) に定める事項

- (12) 上場契約違反等

- a 第12号 a に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

(a) 上場会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項(同規則第14条の2第7項又は同規則第14条の3第5項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

イ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項(同規則第14条の2

改善の見込みがなくなったかどうかの審査

改善計画の進捗状況、改善計画に未了部分がある場合にはその原因・情状及び当該未了部分に係る具体的かつ実効的な実行計画の有無及びその合理性

- c 第11号の2 c 及び e に規定する内部管理体制等の改善がなされなかったかどうかの審査

3. の2 (3) a から g までに掲げる事項

(新設)

- (12) 上場契約違反等

- a 第12号 a に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

(a) 上場会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項(同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

イ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項に規定する改善報告

第7項又は同規則第14条の3第5項において準用する場合を含む。)に規定する改善報告書を提出しない場合には、第12号aに該当することとなること。

ロ・ハ (略)

(b) 前号のほか、本所が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項又は同規則第14条の2第6項(同規則第14条の3第3項又は第4項において準用する場合を含む。)の規定により改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認める場合

(c)・(d) (略)

b～f (略)

(13)～(19) (略)

3. の2 第3条の5 (特別注意銘柄の指定及び指定解除) 関係

(1) 第1項の規定に基づく特別注意銘柄の指定は、次のaからeまでに掲げる場合において、当該aからeまでに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a (略)

b 第1項第2号に掲げる場合

次の(a)及び(b)に定める事項

(a)・(b) (略)

c 第1項第3号に掲げる場合

次の(a)から(c)までに定める事項

(a)～(c) (略)

d 第1項第4号に掲げる場合

次の(a)及び(b)に定める事項

(a)・(b) (略)

e 第1項第5号に掲げる場合

次の(a)及び(b)に定める事項

(a)・(b) (略)

書を提出しない場合には、第12号aに該当することとなること。

ロ・ハ (略)

(b) 前号のほか、本所が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項又は同規則第14条の2第6項の規定により改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認める場合

(c)・(d) (略)

b～f (略)

(13)～(19) (略)

3. の2 第3条の5 (特設注意市場銘柄の指定及び指定解除) 関係

(1) 第3条の5第1項の規定に基づく特設注意市場の指定は、次のaからeに掲げる場合において、当該aからeに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a (略)

b 第3条の5第1項第2号に掲げる場合

次の(a)及び(b)に定める事項

(a)・(b) (略)

c 第3条の5第1項第3号に掲げる場合

次の(a)から(c)までに定める事項

(a)～(c) (略)

d 第3条の5第1項第4号に掲げる場合

次の(a)及び(b)に定める事項

(a)・(b) (略)

e 第3条の5第1項第5号に掲げる場合

次の(a)及び(b)に定める事項

(a)・(b) (略)

(2) 第2項に規定する「内部管理体制確認書」とは、有価証券上場規程に関する取扱要領2.(1)のeに規定する「上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」に準じた書面(第3項、第6項又は第9項の審査において「上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」に準じた書面の提出を要しないと本所が認めた場合にあつては、本所がその都度定める書面)をいう。

(2)の2 第4項第2号b(a)、第7項第2号a及び第10項第1号b(a)に規定する本所が定める場合とは、a又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに掲げる場合をいう。

a 本則市場の上場会社

(a) 直前の事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等又は四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等(直近で提出した有価証券報告書又は四半期報告書が対象とするものをいう。)に継続企業の前提に関する事項を注記している場合

(b) 株券上場審査基準第4条第1項第5号又は第6号に適合していない場合。
この場合において、株券上場審査基準第4条第1項第5号中「上場日」とあるのは、「直前の四半期会計期間又は事業年度(直近で提出した四半期報告書又は有価証券報告書が対象とする四半期会計期間又は事業年度をいう。)の末日」と、株券上場審査基準第4条第1項第6号中「基準事業年度(有価証券上場規程第3条第2項第4号に定める「上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)」とあるのは、「直前事業年度」と、と読み替える。

(2) 第3条の5第2項に規定する「内部管理体制確認書」とは、有価証券上場規程に関する取扱要領2.(1)のeに規定する「上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」に準じた書面(第3条の5第3項又は第6項の審査において「上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」に準じた書面の提出を要しないと本所が認めた場合にあつては、本所がその都度定める書面)をいう。

(新設)

b アンビシャスの上場会社

直前の事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等又は四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等（直近で提出した有価証券報告書又は四半期報告書が対象とするものをいう。）に継続企業の前提に関する事項を注記している場合

(2) の 3 第 4 項第 2 号 b (b)、第 7 項第 2 号 b 及び第 10 項第 1 号 b (b) に規定する本所が定める場合とは、直前の四半期会計期間の末日において、第 2 条第 1 項第 5 号に定める債務超過の状態となったときをいう。

(2) の 4 第 10 項各号に掲げる審査の区分については、次の a から c までに定めるところによる。

a 第 10 項第 1 号に定める第一回目の審査

第 4 項第 2 号 b 又は第 7 項第 2 号の規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券の発行者についての同条第 9 項に定める内部管理体制等の審査

b 第 10 項第 1 号に定める第二回目の審査

前号の審査の結果に基づき、第 10 項第 1 号 b の規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券の発行者についての第 9 項に定める内部管理体制等の審査

c 第 10 項第 2 号に定める第三回目の審査

前号の審査の結果に基づき、第 10 項第 1 号 b の規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券の発行者についての第 9 項に定める内部管理体制等の審査

(2) の 5 第 12 項に規定する本所が定める日とは、次の a から c までに掲げる区分に従い、当該 a から c までに掲げる日をい

(新設)

う。

a 第12項第1号に定める場合

第12項第1号に規定する上場市場の
変更の日

b 第12項第2号に定める場合

第12項第2号に規定する本所が定め
る基準に適合していると本所が認めた日

c 第12項第3号に定める場合

第12項第3号に規定する本所が定め
る基準に適合していると本所が認めた日

(3) 第3項、第6項及び第10項に規定する内部管理体制等の審査は、株券上場審査基準の取扱い1. (2) b、c、d、4 (1) a、c又はdの規定に準ずる事項（特別注意銘柄の指定後における上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則及び企業行動規範に関する規則の遵守状況及び遵守を確保するための体制の整備及び運用の状況を含む。）その他の事情を総合的に勘案して行う。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(4) (略)

(3) 第3条の5第3項及び第6項に規定する内部管理体制等の審査は、次のaからgまでに掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a 内部監査又は監査役による監査など、業務執行に対する監査の体制の状況及び当該監査の実施の状況

b 経営管理組織又は社内諸規則の整備などの内部管理体制の状況

c 経営に重大な影響を与える事実等の会社情報の管理状況及び当該会社情報に係る適時開示体制の状況

d 企業行動規範に関する規則第2章の規定の遵守を確保するための体制の状況

e 有価証券報告書の作成その他会計に関する社内組織の整備及び運用の状況

f 法令等の遵守状況

g 特設注意市場銘柄の指定後における上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の遵守状況

(4) (略)

4. 第4条（上場廃止日の取扱い）関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の（1）から（8）までに掲げる区分に従い、当該（1）から（8）までに定めるところによる。

（1）～（7） （略）

（8） 前（1）から（7）までに掲げる上場株券以外の上場株券

本所が当該株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、1か月を経過した日（本所が当該上場株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して2週間が経過する日までに、日本証券業協会が上場廃止後に当該株券がフェニックス銘柄（日本証券業協会が定めるグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則第2条第6号に規定する銘柄をいう。）として指定することを決定したとき又はその見込みがあると本所が認めた場合には、上場廃止を指定した日の翌日から起算して2か月を経過した日）。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

付 則

この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。

4. 第4条（上場廃止日の取扱い）関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

（1）～（7） （略）

（8） 前（1）から（7）に掲げる上場株券以外の上場株券

本所が当該株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、1か月を経過した日（本所が当該上場株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して2週間が経過する日までに、日本証券業協会が上場廃止後に当該株券がフェニックス銘柄（日本証券業協会が定めるグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則第2条第6号に規定する銘柄をいう。）として指定することを決定したとき又はその見込みがあると本所が認めた場合には、上場廃止を指定した日の翌日から起算して2か月を経過した日）。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（投資信託受益証券を除く。以下同じ）については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(h)の3、<u>(j)から(k)まで、(k)の3</u>、(m)の7又は(n)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。</p> <p>(a)～(j) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(j)の2</u> (略)</p> <p>(k) (略)</p> <p><u>(k)の2 株券上場廃止基準第2条第1項第12号b（第2条の2第3項の規定による場合を含む。）に該当する（株券上場廃止基準第3条の2第3項による場合を含む。）おそれがあると本所が認める場合（(k)の3に掲げるときを除く。）</u></p> <p><u>(k)の3</u> (略)</p> <p><u>(k)の4</u> 上場会社（株券上場審査基準第4条第1項第10号ただし書に該当する上場会社を除く。以下この<u>(k)の4</u>において同じ。）が、株式事務代行委託契約の解除の通知を受領した旨の開示を行った場合その他上場会社が株式事務を本所の承認する株式事務代行機関</p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（投資信託受益証券を除く。以下同じ）については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(h)の3、<u>(j)、(j)の3、(k)、(k)の2</u>、(m)の7又は(n)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。</p> <p>(a)～(j) (略)</p> <p><u>(j)の2 上株券上場廃止基準第3条の5第1項の規定による特設注意市場銘柄の指定後1年6か月が経過した場合</u></p> <p><u>(j)の3</u> (略)</p> <p>(k) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(k)の2</u> (略)</p> <p><u>(k)の3</u> 上場会社（株券上場審査基準第4条第1項第10号ただし書に該当する上場会社を除く。以下この<u>(k)の2</u>において同じ。）が、株式事務代行委託契約の解除の通知を受領した旨の開示を行った場合その他上場会社が株式事務を本所の承認する株式事務代行機関</p>

に委託しないこととなるおそれがある
と本所が認める場合

(1) ~ (n) (略)

b (略)

(2) ~ (4) (略)

付 則

この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。

に委託しないこととなるおそれがある
と本所が認める場合

(1) ~ (n) (略)

b (略)

(2) ~ (4) (略)

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する
有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条（監理銘柄及び整理銘柄の特例）関係</p> <p>(1) 本所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次の a から c までのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、a に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、b 又は c に該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。</p> <p>a 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号 a (h) の2、(h) の3、<u>(j)</u> から <u>(k)</u> まで、<u>(k) の3</u>、(m) の7又は (n) のいずれかに該当するとき</p> <p>b 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号 a (a) から (h) まで、(i)、<u>(k) の2</u> 及び <u>(k) の4</u> から (m) の6までのいずれかに該当するとき（(d) にあっては、「株券上場廃止基準第2条第1項第5号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合も含む。）」とあるのは、「株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する株券上場廃止基準の特例第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合も含む。）」と読み替える。）</p> <p>c (略)</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。</p>	<p>2. 第3条（監理銘柄及び整理銘柄の特例）関係</p> <p>(1) 本所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次の a から c までのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、a に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、b 又は c に該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。</p> <p>a 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号 a (h) の2、(h) の3、<u>(j)</u>、<u>(j) の3</u>、<u>(k)</u>、<u>(k) の2</u>、(m) の7又は (n) のいずれかに該当するとき</p> <p>b 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号 a (a) から (h)、(i)、<u>(j) の2</u> 及び <u>(k) の3</u> から (m) の6のいずれかに該当するとき（(d) にあっては、「株券上場廃止基準第2条第1項第5号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合も含む。）」とあるのは、「株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する株券上場廃止基準の特例第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合も含む。）」と読み替える。）</p> <p>c (略)</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>